

23 食産第 2685 号

平成 24 年 1 月 12 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

シンガポール向けに輸出される食品については、「シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制について」（平成 23 年 5 月 17 日付け 23 国際第 177 号農林水産省大臣官房国際部国際協力課長他 1 名連名）により、既に証明書の発行の協力をお願いしたところ です。

シンガポール農食品獣医庁（AVA）は、これまで産地証明書の対象品目となっていなかった緑茶及びその製品に対して、1 月 15 日から産地証明書の対象品目とする措置を講じました。今後、シンガポール向けに緑茶及びその製品を輸出する場合には、産地証明書を添付いただきますようお願いいたします。このことについて、関係者に周知していただきますようお願いいたします。

また、上述の通知で既にお知らせしたとおり、シンガポール政府は、シンガポール国内でのサンプル検査において、その放射性物質が検出された場合は、たとえ数値が基準値を下回っても、基本的に当該商品の返送を求めており、放射性物質が含まれる可能性について、十分配慮して産地証明書を発行していただくようお願いいたします。

【平成 24 年 1 月 15 日以降の措置】

シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制

対象県	対象品目	規制内容
福島、群馬、栃木、茨城 (4 県)	食肉、牛乳・乳製品、野菜、 果実、水産物	輸入停止
千葉、東京、神奈川、埼 玉 (4 都県)	野菜、果実	
上記以外	上記以外の食肉、牛乳・乳 製品、野菜、果実、水産物	証明書 (産地県名を表示) を要求
<b>47 都道府県</b>	<b>緑茶及びその製品(※)</b>	シンガポールにて、サンプル検査を 実施

※ 緑茶及びその製品のうち次の HS コードに該当するもの

09021010、09021090、09022010、09022090、21012010、22029030

【これまでの措置】

シンガポール向けに輸出される食品に関する輸入規制

対象県	対象品目	規制内容
福島、群馬、栃木、茨城 (4 県)	食肉、牛乳・乳製品、野菜、 果実、水産物	輸入停止
千葉、東京、神奈川、埼 玉 (4 都県)	野菜、果実	
上記以外	上記以外の食肉、牛乳・乳 製品、野菜、果実、水産物	証明書 (産地県名を表示) を要求  シンガポールにて、サンプル検査を 実施